

平成 17 年 11 月 1 日

生体試料からフェニルメチルアルシン酸（PMAA）が検出された方の 健康診査実施状況等について

1. 経緯

茨城県神栖町において、DPAAが検出された農業用井戸を使用していた水田の16年産米から、DPAA及びDPAA由来の物質であると考えられるフェニルメチルアルシン酸(PMAA)が検出されたことを受け、常食者の生体試料の分析を実施した。

平成17年度第1回臨床検討会(平成17年5月開催)において、一部の常食者の生体試料からPMAAが検出されたことが報告され、生体試料からPMAAが検出された方に対し、健康診査及び定期的な生体試料の分析を行う方針が示された。

2. 健康診査実施状況について

単位：人（世帯数）

	茨城県	千葉県	群馬県	山形県	埼玉県	計
汚染米常食 緊急措置 事業申請者	27 (9)	11 (3)	3 (1)	6 (2)	3 (1)	50 (16)
DPAA 検出者	0	0	0	0	0	0
PMAA 検出者	20 (9)	11 (3)	3 (1)	5 (2)	1 (1)	40 (16)
健康診査 受診者	14 (6)	1 (1)	3 (1)	5 (2)	1 (1)	24 (11)

3. 健康診査の結果について

神経内科学的診察（小児については知能発達検査、神経内科学的診察）を行った結果、現時点で、治療が必要な症状や健診結果は特に認められなかった。

4. 今後の対応について

生体試料からPMAAが検出された方への「緊急措置事業」の適用の要否については、PMAAの毒性試験（平成18年1月（予定））等の結果を踏まえ、臨床検討会で検討予定。